

入札公告

令和6年10月15日

次のとおり一般競争入札に付します。

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名
広島市内東浄市営11号棟裏ちびっこ広場外42ちびっこ広場遊具等の安全点検業務
- (2) 履行の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から60日間
- (4) 予定価格
非公表
- (5) 調査基準価格
予定価格の3分の2
- (6) 履行場所
広島市東区戸坂新町外42箇所 詳細は別表のとおり。
- (7) 入札方式
本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。
- (8) 入札方法
ア 入札金額は、総価を記載すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(施設維持管理業務を除く。)の提供」の契約の種類「施設維持管理業務」の登録種目「30-09 道路・公園等の維持管理」の特定調達契以外に係る等級区分において「C」に格付けされている者又は令和6年度に当該業務の履行実績を有する者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 公告日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは一般競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 一般社団法人 日本公園施設業協会の正会員で、公園施設製品安全管理士または公園施設製品整備士を適切に配置できる者。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、次により配布する。

広島市社会福祉協議会のホームページ(<http://shakyo-hiroshima.jp/>)のトップページの「お知らせ」→「入札について」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。

(1) 配布期間

入札公告の日から令和6年10月29日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所

〒732-0822広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)
社会福祉法人広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課事業係 電話 082-264-6404

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

契約条項は、前記3(2)に同じ。

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の配布方法

入札書、入札説明書、仕様書等は、前記3(2)において配布する。

(3) 契約条項、入札説明書、仕様書等に関する問い合わせ先

前記3(2)に同じ。

(4) 入札書の提出方法

持参。なお、郵送、電送その他の方法は認めない。

(5) 入札金額内訳書の提出方法

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し、初度入札のみ入札書と同時に提出すること。なお、入札金額内訳書の提出が無い場合は、落札者となることができない。

(6) 入札回数

入札回数は3回限りとする。

(7) 入札・開札の日時及び場所

令和6年10月30日(水) 午前9時30分

広島市南区松原町5番1号

広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階) ボランティア研修室

(8) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと(立ち会うことができる者は、1名とする。)

イ 開札にあたっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

エ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者(落札候補者が調査基準価格を下回る金額で入札している場合には、「他の入札参加者で調査基準価格を下回る金額で入札している者」及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の金額で入札している者のうち最低の価格を提示した者」を含む。)は、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下、「資格確認申請書等」という。)を持参により提出するものとする。

(1) 提出先

前記3(2)に同じ

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。

(3) 提出期限

開札日の翌日の正午まで。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

6 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、開札日以後、落札者の決定日までの間に前記2(2)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のし

た入札を無効とする。

7 落札者の決定

(1) 前記6により一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定する。

ただし、本案件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札。

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札。

ウ 入札金額を訂正したもの。

エ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札。

(3) 契約保証金

要。ただし、広島市契約規則第31条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。詳細は、入札説明書による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときには、入札の執行を延期又は中止することがある。

(6) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

1 契約担当部署

社会福祉法人広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課事業係
〒732-0822

広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センター内(BIG FRONT ひろしま6階)
電話 082-264-6404(直通)

2 競争入札に付する事項

(1) 業務名

広島市内東浄市営11号棟裏ちびっこ広場外42ちびっこ広場遊具等の安全点検業務

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から60日間

(4) 予定価格

非公表

(5) 調査基準価格

予定価格の3分の2

(6) 履行場所

広島市東区戸坂新町外42箇所 詳細は別表のとおり。

3 入札方式

本件業務の入札方式は、入札後資格確認型一般競争入札である。

入札後資格確認型一般競争入札は、一般競争入札に参加する者の入札参加資格の確認を入札前に行わず、開札を行った後において、最低入札価格提示者(落札候補者)に一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類(以下「資格確認申請書等」という。)の提出を求めて入札参加資格を有することを確認し、落札者を決定するものである。

なお、最低入札価格提示者が次に掲げる場合は、次順位の入札価格提示者について入札参加資格の有無を確認することとし、以下同様とする。

- ・入札参加資格を有していないと確認した場合
- ・無効な入札の場合
- ・調査基準価格を下回る価格の入札をし、低入札価格報告書を提出した場合で、低入札価格調査の結果、落札者としないと決定したとき

4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則(以下「規則」という。)第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(施設維持管理業務を除く。)の提供」の契約の種類「施設維持管理業務」の登録種目「30-09 道路・公園等の維持管理」の特定調達契以外に係る等級区分において「C」に格付けされている者又は令和6年度に当該業務の履行実績を有する者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 公告日から落札者の決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは一般競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 一般社団法人 日本公園施設業協会の正会員で、公園施設製品安全管理士または公園施設製品整備士を適切に配置できる者。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の書類の配布方法

一般競争入札参加資格確認申請書等は、次により配布する。

広島市社会福祉協議会のホームページ(<http://shakyo-hiroshima.jp/>)のトップページの「お知らせ」→「入

札について」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。

(1) 配布期間

入札公告の日から令和6年10月29日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 配布場所

前記1に同じ。

6 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

契約条項は、前記1に同じ。

(2) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり、書面(指定様式)を提出すること。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和6年10月29日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(イ) 提出場所及び問い合わせ先

前記1に同じ。

(ウ) 提出方法

質問書は、質問内容等を熟知した者が持参すること。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌営業日以降、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。(ただし、質問書の提出が上記(2)ア(ア)の期間の最終日であった場合等は、回答書が閲覧できない場合がある。)

(ア) 閲覧期間

入札公告の日から令和6年10月29日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日(振替休日を含む。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(イ) 閲覧場所

前記1に同じ。

7 入札の方法

(1) 入札金額は、総価を記載すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札書等の提出方法

(1) 入札書

入札書は、持参すること。なお、郵送、電送等その他の方法は認めない。

(2) 入札金額内訳書

入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった入札金額内訳書を作成し提出すること。

なお、入札金額内訳書の提出が無い場合は、落札者となることができない。

(3) 委任状

入札は原則として「代表者又は継続して委任を受けている者」により行うこと。やむをえず代理人により入札を行う場合は、入札開始前に委任状を提出すること。委任状は、前記1において交付する。

(4) 誓約書

本業務に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を作成し、入札開始前に提出すること。誓約書は前記1において交付する。

9 開札等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年10月30日(水)午前9時30分

イ 場所 広島市南区松原町5番1号

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと(立ち会うことができる者は、1名とする。)

イ 開札に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を落札候補者(最低入札価格提示者)とする。

ウ 落札候補者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

エ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

10 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者(落札候補者が調査基準価格を下回る金額で入札している場合には、「他の入札参加者で調査基準価格を下回る金額で入札している者」及び「予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の金額で入札している者のうち最低の価格を提示した者」を含む。)は、一般競争入札参加資格確認申請書等を持参により提出するものとする。

また、一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止措置を行うことがある。

(1) 提出先

前記1に同じ。

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

(3) 提出期限

開札日の翌日の正午まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

11 一般競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格の有無については、開札日時を基準として、前記10により提出された資格確認申請書等に基づき、確認するものとする。この場合においては、開札日以後、落札決定までの間に前記4(2)の広島市の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けたとき又はその他競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

12 落札者の決定

(1) 前記11より一般競争入札参加資格を有すると確認された場合は、落札候補者を落札者として決定する。

ただし、本案件は、低入札価格調査の対象であるため、当該落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者で一般競争入札参加資格を有すると確認できた者を落札者とする。他に予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者がいない場合は、再度の入札を行う。なお、再度の入札を行う場合においては、調査の対象となった者は再度の入札に参加することはできない。

(2) 落札者の決定結果は、入札参加者全員に通知する。

13 低入札価格調査

(1) 調査基準価格

調査基準価格は、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

(2) 委託業務低入札価格報告書の提出

開札の結果、調査基準価格を下回る価格をもって入札書を提出した者は、委託業務低入札価格報告書(以下「報告書」という。)を持参により提出するものとする。

ア 提出先

前記1に同じ。

イ 提出部数

提出部数は、1部とする。

ウ 提出期限

令和6年11月5日(火) 午後5時まで

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

14 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 入札回数

入札回数は、3回限りとする。

(4) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に社会福祉法人広島市社会福祉協議会を被保険者とする履行保証保険を締結して、前記1に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書を前記1に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体(広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらすべて誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

なお、契約保証金の免除申請の承認には、本会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後のできるだけ早い時期に、前記1に申請すること。

(5) 契約書の作成

ア 契約の相手方が決定したときは、社会福祉法人広島市社会福祉協議会が定めた日に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アまでに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、社会福祉法人広島市社会福祉協議会及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本会が交付する。

(6) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(7) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等の書類に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 入札金額を訂正したもの

エ その他規則第8条各号のいずれかに該当する入札

(8) この入札に関係する資料等は、次のとおり配布する。

入札関係資料等	配布場所
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 入札公告(様式①) ▪ 入札説明書(様式②) ▪ 委託契約書(様式③) <ul style="list-style-type: none"> ※ 仕様書等を添付 ▪ 業務委託契約約款(単年度用)(様式3-4) ▪ 一般競争入札参加資格確認申請書(様式④) ▪ 委託業務低入札価格報告書(様式⑤) ▪ 入札書(様式⑥-1)※3枚交付 ▪ 入札金額内訳書(様式⑥-2) ▪ 委任状(様式⑦) ▪ 誓約書(様式⑧) ▪ 仕様書等に関する質問書(様式⑨-1) ▪ 質疑応答書(様式⑨-2) など 	<p>広島市社会福祉協議会のホームページ(http://shakyo-hiroshima.jp/)のトップページの「お知らせ」→「入札について」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。</p> <p>社会福祉法人広島市社会福祉協議会 〒732-0822 広島市南区松原町5番1号 広島市総合福祉センターセンター内 (BIG FRONT ひろしま6階) 電話 082-264-6404</p>

広島市内東浄市営11号棟裏ちびっこ広場外 42ちびっこ広場遊具等の安全点検業務仕様書

1 適用

本仕様書は、「広島市内東浄市営11号棟裏ちびっこ広場外42ちびっこ広場遊具等の安全点検業務」(以下「業務」という。)に適用する。

2 目的

本業務は、日常点検に加え、有資格者による定期点検(劣化点検)を行うことにより、効率的な遊具の修理・更新を進めていくことを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から60日間

4 実施箇所

別表のとおり

5 業務内容

(1)診断

業務責任者と業務担当者を配置し、遊具ごとに、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」、「遊具の安全に関する基準JPFA—SP—S2014」に基づいて点検を行う。

(2)現場処置

現場での可能な補修(注油・締め直し)を行い、機能の不具合が発見された場合には、施設の使用の可否を判断し、必要に応じて速やかにロープやネット等で使用禁止等の危険防止の措置を行う。併せて本職員に速やかに連絡する。

(3)総合判断

当該遊具の点検結果を基に、施設の安全性に関して総合的な判定を行う。

(4)点検結果報告

点検実施ちびっこ広場一覧表、定期点検総括表、定期点検表、施設写真及び業務完了届を提出する。

6 検査完了期日(期限)

検査完了期日(期限)は、業務が完了した日の翌日から起算して19日目(ただし、業務完了の通知を受けた日の翌日から起算して9日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日)とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

7 技術者の資格要件について

(1)業務責任者の資格要件:公園施設製品安全管理士

(2)業務担当者の資格要件:公園施設製品安全管理士または公園施設製品整備技士

なお、業務責任者と業務担当者の兼務は認めない。

8 その他

(1)業務着手に際しては、あらかじめ現場責任者及び従事者の氏名等を提出すること。

(2)本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた事項については、本会職員と協議の上、その指示に従うこと。

委 託 契 約 書

委 託 業 務 名	広島市内東浄市営 1 1 号棟裏ちびっこ広場外 4 2 ちびっこ広場遊具等の安全点検業務
履 行 場 所	広島市東区戸坂新町外 4 2 箇所 詳細は仕様書のとおり
委 託 期 間	契約締結日から 6 0 日間
委 託 契 約 金 額	¥ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
支 払 方 法	請求期限 受注者は、発注者の検査完了後、業務が完了した日の翌日から起算して 3 0 日以内に支払請求書を提出するものとする。 振込手数料 発注者は口座振込の方法により支払いを行う場合においては、請求金額から振込手数料を差し引いて、受注者に支払うものとする。
支 払 期 日 (期 限)	契約代金の支払期日 (期限) は、業務が完了した日から起算して 6 0 日目に当たる日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して 3 0 日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
検 査 完 了 期 日 (期 限)	仕様書のとおり
契 約 保 証 金	要 ただし、免除要件に該当する場合は免除とする。 詳細は、入札説明書にする。 (免除要件に該当する場合には、免除に変更する)
そ の 他 の 契 約 事 項	業務委託契約約款のとおり。
特 約 条 項	無
適 用 除 外 事 項	無 (契約保証金免除の場合は 業務委託契約約款第 1 6 条に変更する)
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 広島市南区松原町 5 番 1 号
社会福祉法人 広島市社会福祉協議会
代表者 会長 永野 正 雄

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、業務に従事している者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得し

た個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後又は解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(契約解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

注 「甲」は委託者を、「乙」は受託者を指す。

業務委託契約約款（単年度用）

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、委託契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了（仕様書等に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。）し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 この約款に定める承諾、通知、承認、請求、報告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

（委託業務の公共性の認識等）

- 第2条 受注者は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行わなければならない。

（経費等の負担）

- 第3条 委託業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

（権利義務の譲渡制限等）

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（委託業務の全部又は一部について締結される下請契約又は再委任契約をいい、当該全部又は一部の委託業務に係る下請契約又は再委任契約が数次にわたる場合は、それぞれの下請契約又は再委任契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (1) 物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これ

らに準じ又はその例によることとされる場合を含む。)により、広島市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 指名停止措置要綱第2条第1項又は指名停止措置要綱第3条(広島市小規模修繕契約希望者登録制度実施要領(平成16年12月1日施行)第12条において、これらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの

(3) 暴力団(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(昭和62年11月1日施行)第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員等(同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)、暴力団等経営支配法人等(同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)である者

4 受注者は、前項第3号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約(業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約(下請契約等を除く。))をいう。以下同じ。)において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、前3項の規定の通り、自ら下請負人(下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。)を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

(法令の遵守)

第5条 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(実施計画書の作成)

第6条 受注者は、委託業務を実施するための委託業務実施計画書を作成し、仕様書等に定めるところに従い、発注者に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(従業員)

第7条 受注者は、委託業務の履行に必要な数の従業員を委託業務に従事させなければならない。

2 発注者は、受注者の従業員で委託業務の処理及び管理につき著しく不相当であると認められるものがあるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(現場責任者)

第8条 受注者は、委託業務に従事する従業員の中から、次に掲げる事項について受注者を代理する現場責任者を選任するものとする。

(1) 受注者の従業員の指導監督

(2) 仕様書等に定めのない業務の履行に係る承諾

(3) その他この契約の目的達成に必要な事項

2 発注者は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は受注者又は受注者の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(臨機の措置)

第9条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合においては、そのとった措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(検査等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、又は受注者の委託業務の実施状況を調査し、若しくは検査することができる。

2 発注者は、前項の検査等により、必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置を採ることを求めることができる。

(報告義務)

第11条 受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、委託業務実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(実施報告書等)

第12条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、発注者に対して、委託業務実施報告書を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に履行を確認するための検査を行うものとする。

3 受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに委託業務の全部又は一部を履行し、発注者の検査を受けなければならない。

(委託契約金額の支払)

第13条 受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格したときは、別紙支払内訳書記載の区分に応じ、委託契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託契約金額を支払うものとする。

(談合行為等の措置)

第13条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、委託契約金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは10分の1）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（発注者の解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当な期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における委託業務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らし軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、委託業務に着手すべき期日を過ぎてもその業務に着手しないとき。

(2) 委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第12条第3項の履行がなされないとき。

(4) 前各号又は次項の各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 委託業務を発注者が直接行う必要が生じたとき。

(2) 第4条第2項から第4項までの規定に違反したとき。

(3) 受注者が委託業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者が委託業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の委託業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が委託業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達す

ることができないとき。

- (6) 委託業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が委託業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者にこの契約より生じる権利又は義務を譲渡し、又は承継させたとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
 - イ 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
 - ウ 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。2 受注者は、前項第2号から第5号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

- 3 受注者は、第1項又は前項第2号から第9号までの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 4 受注者は、第1項第2号から第5号までの規定によりこの契約を解除されたときは、委託契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 5 第1項各号又は第2項第2号から第9号までに掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(解除後の処理)

- 第15条 受注者は、前2条の規定によりこの契約が解除された場合は、解除の日までに履行した委託業務の内容を書面をもって発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する委託契約金額相当額を受注者に支払わなければならない。

(契約保証金)

- 第16条 契約保証金は、受注者がこの契約に定める義務を履行したときは、これを還付する。
- 2 契約保証金には、利息を付けない。

3 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第13条の2第1項及び第14条第1項又は同上第2項第2号から第9号までの規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第16条の2 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、発注者との委託業務の実施計画に関する協議を行った結果、委託期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に委託期間の延長の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項の被害により委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行うものとし、委託期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に委託期間の延長の請求を行うものとする。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第16条の3 受注者は、その責めに帰すことができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に委託期間の延長変更を請求することができる。

(発注者による業務の執行)

第16条の4 受注者が、委託業務を履行する見込みがないときその他この契約に定める義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。この場合において、受注者は、損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

(一般的損害)

第17条 この契約の履行について生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条の2 この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等（発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（遅延損害金）

第18条 受注者が、その責めに帰すべき理由により委託契約書に定める委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴して、委託期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、延長前の委託期間満了の日から第12条第2項又は第3項の規定による検査の合格の日までの日数1日に付き、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託契約金額相当額として定める額の1,000分の1に相当する額とする。

（相殺）

第18条の2 発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

（守秘義務）

第19条 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

2 受注者は、委託業務の履行に当たり個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（補則）

第20条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

（業者番号

印

）

一般競争入札参加資格確認申請書

（入札後資格確認型一般競争入札用）

令和 6 年 10 月 15 日付けで入札公告のありました下記業務に係る一般競争入札の参加資格について確認を受けるため、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当しない者であること、この業務に係る入札公告に定める競争入札参加資格を満たしていること及び下記の添付書類の内容については、いずれも事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の誓約事項及び添付書類等について確認するため、広島市への照会など、必要に応じて調査されることに同意します。

記

- 1 業務名 広島市内東浄市営 11 号棟裏ちびっこ広場外 4 2 ちびっこ広場遊具等の安全点検業務
- 2 添付書類
 - (1) 広島市税の納税証明書（写し）

「直近の証明可能な日以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書の写し。（証明年月日が資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）
 - (2) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その 3」「その 3 の 2」「その 3 の 3」のいずれか）の写し。〔電子納税証明書は不可〕（証明年月日が資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。）
 - (3) 日本公園施設業協会会員証及び公園施設製品安全管理士認定証等（写し）

（問い合わせ先）

担当者：

部 署：

電 話：

E-mail：

委託業務低入札価格報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

当社が令和6年10月30日に入札した「広島市内東浄市営11号棟裏ちびっこ広場外42ちびっこ広場遊具等の安全点検業務」に関して、入札書に記載した入札金額に対応した積算内容について、以下のとおり報告します。

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

【内容】

- | | |
|------------------|---------------|
| 1 当該入札価格で入札した理由 | 項目別調査票(1)-(1) |
| 2 その積算の内容等 | 項目別調査票(1)-(2) |
| 3 人員配置等の実施計画 | 項目別調査票(2)-(3) |
| 4 従事者の調達見通し | 項目別調査票(2)-(4) |
| 5 手持機器資材等の状況 | 項目別調査票(2)-(5) |
| 6 手持業務の状況 | 項目別調査票(3)-(6) |
| 7 過去に受託した業務の実施状況 | 項目別調査票(3)-(7) |
| 8 その他 | 項目別調査票(3)-(8) |

(注意事項)

- ①上記の項目別調査票は、該当の有無にかかわらず全て提出してください。該当のないものは当該記載欄に「該当なし」と明記してください。
- ②この報告書（項目別調査票を含む。）は、当該契約の内容に適合した履行の可能性を判断する資料であることから、虚偽記載があったときは、指名停止措置等を行うことがあります。

項目別調査票（1）

(1) 当該入札価格で入札した理由
(2) その積算の内訳等

項目別調査票（2）

(3) 人員配置等の実施計画
(4) 従事者の調達見通し
(5) 手持機器資材等の状況

項目別調査票（3）

（6）手持業務の状況

（7）過去に受託した業務の実施状況

（8）その他

入札書(第 回)

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

入札者住所氏名	業者番号 _____
	FAX 番号 _____
	印

社会福祉法人広島市社会福祉協議会の契約に関する諸規定及び仕様その他入札の諸条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

業務名 広島市内東浄市営 11 号棟裏ちびっこ広場外 4 2 ちびっこ広場遊具等の安全点検業務									
業務場所 広島市東区戸坂新町他 4 2 か所									
入札金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(注)

- 1 入札金額は、消費税法第 9 条第 1 項の規定による課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- 2 契約金額は、入札書に記載された金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

消費税法第 9 条第 1 項の適用について
(該当する方を○で囲んでください。)

- 1 課税事業者
- 2 免税事業者

地域福祉推進課長

所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印 (下記※1参照)
回答できる者の氏名	
連絡先電話番号	() (内線)

入札金額内訳書

業 務 名 (下記※2、※3参照)	広島市内東浄市営11号棟裏ちびっこ広場外4.2ちびっこ広場遊具等の安全点検業務
----------------------	---

区 分	積算の内容 (下記※4参照)	金 額	摘 要
業 務 原 価	人件費(直接人件費) (ア)		
	物件費(直接物品費+業務管理費) (イ)		
	合計 (ウ=ア+イ)		
	諸経費(一般管理費等) (エ)		
業 務 価 格	合計 (オ=ウ+エ)		
	消費税相当額 (カ=オ×10%)		消費税率10%
	業 務 費 (ク=オ+カ)		

次に掲げる事由に該当する落札候補者のした入札は、無効とする。

- ※1 入札金額内訳書に記名・押印がないもの
- ※2 業務名がないもの
- ※3 業務名が誤っているもの(ただし、業務名の一部に誤りがあるが、当該業務の入札金額内訳書であることが特定できる場合を除く。)
- ※4 積算の内容に記載が全くないもの
- ※5 業務価格の合計金額が入札書記載金額と異なるものは、その入札を無効とする。(ただし、入札金額内訳書等の業務価格の合計金額の千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合は無効としない。したがって、金額の相違が千円未満であっても端数切り捨てでない場合、切捨て以外の端数整理、税込みと税抜き等の誤記等は、無効となる。)
- ※6 その他、入札金額内訳書作成手引きに掲げる事由に該当するもの

委任状

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

(委任者) 住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名 _____ 印

私は、_____を代理人と定め、下記業務の入札に関する一切の権限を委任します。

記

- 1 開札日 令和6年10月30日
- 2 業務名 広島市内東浄市営11号棟裏ちびっこ広場外42ちびっこ広場遊具等の安全点検業務

- 3 代理人使用印鑑

使用印

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(共同企業体の場合は構成員全員)

誓 約 書

社会福祉法人広島市社会福祉協議会の広島市内東浄市営 11 号棟裏ちびっこ広
場外 42 ちびっこ広場遊具等の安全点検業務の競争入札に関して、私的独占の禁
止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法に抵触する行為は一切行ってい
ないことを誓約します。

なお、この誓約書について、公正取引委員会及び警察に送付されても異議は
ありません。

令和 年 月 日

社会福祉法人広島市社会福祉協議会会長 様

住所（所在地）
商号又は名称
代表者職氏名
（業者番号

®

）

仕様書等に関する質問書

令和 6 年 1 0 月 3 0 日付けで入札公告のありました下記業務について、仕様書等に関する質問を別紙（質疑応答書）のとおり提出します。

記

業務名 広島市内東浄市営 11 号棟裏ちびっこ広場外 42 ちびっこ広場遊具等の安全点検業務

（連絡先）

担当者：

部署：

電 話：（ ） — — （代）（内線 ）

F A X：（ ） — —

E-Mail：

質 疑 応 答 書

業務名 広島市内東浄市営 11 号棟裏ちびっこ広場外 42 ちびっこ広場遊具等の
安全点検業務

番号	仕様書頁等	質 問	回 答

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。